

平成 30 年度事業方針大綱

はじめに

土地家屋調査士制度は、東京オリンピック・パラリンピックが行われる 2020 年に制度制定 70 年を迎える。それに呼応するように、私たち土地家屋調査士の業務に対する社会の「期待」と「注目」は、今までにないほど高まっている。例えば、「所有者不明土地問題」、「管理放棄された土地問題」、「空き家問題」、「相続登記未了問題」は、土地家屋調査士の業務に深く密接した問題である。

また、今後も起こり得る自然災害等に迅速・的確・適正に対応できるようにするために、「事前復興」、「早期の災害復興」に貢献するための活動を継続する。

平成 29 年度は、6 月の定時総会において承認された事業計画に基づき、土地家屋調査士制度を更に充実発展させるべく、土地家屋調査士会・土地家屋調査士政治連盟の理解と協力を得ながら、主に次の事業に取り組んできた。

- 土地家屋調査士の「調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」
- 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信
- 表示登記制度への継続的な提言と運用
- 地図づくりへの参画
- 公共、公益的な視点からの社会貢献

なお、これらの事業は、平成 30 年度においても、継続的に取り組む必要がある。

平成 30 年度も、これまでの取組等を踏まえて、現状の業務環境の整備はもちろんのこと、将来の職域拡充や関連法規の改正も視野に入れて事業に取り組む。表示に関する登記実務により、不動産を明確化し安心できる国民生活を提供する職責を全うするために、次のとおり、平成 30 年度事業方針大綱を策定する。

1 所有者不明土地問題への対応

～時代の風を受けて～

政府は、平成 30 年 3 月 9 日に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」を閣議決定し、「所有者不明土地問題」への対策をめぐる動きは、社会的にも更に加速することが確実な情勢である。

日本土地家屋調査士会連合会は、研究所の研究成果（「道路内民有地の取扱いに関する諸問題」（平成 23～24 年度研究））や、国の検討会、学会研究を通じ、継続的かつ一貫した所有者不明土地関連問題への警鐘を鳴らしてきた。土地家屋調査士には、表示の登記に携わる専門家としてだけでなく、この問題に先鞭をつけた存在として、大きな期待が寄せられており、これに応える必要があると認識し、全国土地家屋調査士政治連盟とも連動の

上、一丁目一番地の施策と位置づけて対応する。

国土交通省が平成 29 年 3 月に取りまとめた「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン（第 2 版）」では、「所有者不明土地」の問題を解決するための依頼先の一つとして土地家屋調査士の業務が紹介されている（151 ページ）。

「所有者不明土地問題」への対応としては、既に「土地家屋調査士の代理人による申立てに限り」隣地の所有者が不明であるときの筆界特定を短縮化・効率化して実施する運用（「所有者不明土地の隣接地における筆界特定制度の新たな運用スキーム」（筆特活用スキーム））が用意されており、その利用を更に推し進め定着化を目指す。

また、全国の土地家屋調査士会に設置されている土地家屋調査士会ADRセンターの利活用についても検討を深める。

2 法改正対応と土地家屋調査士の「調査権限の強化」及び「業務処理環境の改善」

～選択される資格者であり続けるために～

土地家屋調査士の職責を果たすために、土地の境界紛争を未然に防止するための能力担保の取組を更に促進する。「筆界の調査能力」を向上させることは当然ながら、業務における調査権等を獲得するため、将来の筆界確認時の「立会要請」、「立会代理」の業務を見据えて、土地境界確認に関する法律行為の代理を行う能力を担保できる取組の実現を目指して行動する。

また、土地家屋調査士が行うにふさわしい関連・附随業務を日常業務において積極的に取り入れ、さらに、地理空間情報の活用推進政策を視野に入れた測量技術・手法の向上等の環境整備を研究し、併せて業務情報共有化のための環境整備と運用による不動産に係る基礎資料としてのデータベース構築を通じて、社会から選択・付託されるにふさわしい資格者であり続けるための基盤を整える。

なお、土地家屋調査士法施行規則第 29 条をめぐる議論については、平成 29 年度までに、関係各省との協議において、「土地の所有者等の依頼を受けて、土地の筆界に関する資料の収集その他の調査により土地の筆界を明らかにする業務」は、土地家屋調査士法の趣旨に照らし、「全ての土地家屋調査士が行い得る業務」であることを確認できたものと認識している。

平成 30 年度は、測量法をはじめとする関連法との関係について整理し、有識者等の意見も参考としながら、土地家屋調査士法施行規則の改正の可否を含めて、全国土地家屋調査士政治連盟とも協力の上、法務省、関連省庁とも更に協議していきたいと考える。

3 研修・研究部門充実に向けた道筋

～自らによるグラデーション～

「土地家屋調査士と制度のランドデザイン」においても触れられているように、土地家屋調査士が国民の皆様から安心して選択いただくためにも、集約的規模による研修・研

究制度は欠かせないと考える。時代環境と国民からのニーズを敏感に読み取り、業務に取り入れてこそ信頼され得る資格者であるといえる。

また、研究部門については、会員向けの研究活動だけでなく、「土地家屋調査士の専門職能の有用性を外部に発信する」ためのシンクタンク機能を強化していく。

平成 30 年度においては、新人研修会の集約実施に向けての取組を加速させるとともに、中央研修・研究所（仮称）の創設に向けて一步踏み出し、道筋を示すことに重点を置く。

4 地図づくりへの参画と発信・提言

～私たちは、つくり続ける～

平成29年6月9日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」いわゆる骨太の方針では、「地籍整備や登記所備付地図の整備等により不動産情報基盤の充実を図り」「所有者情報の収集・整備・利活用を推進する」旨が記載されている（38ページ）。これは、平成28年版に比しても重い表現であり、地図づくりの重要性が各方面に広く認識されただけでなく、地図づくりを担う土地家屋調査士の責任も重大となる。

「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を強力に推し進めるため、公共調達、競争入札の促進方策について、効率の良い多様な受託体制をとり、適正な業務を適切な報酬で応札できるよう健全な受託体制を整え、土地家屋調査士が地図づくりに積極的に参画するよう推進し、経済効果の論点からも社会発信と提言を行う。

また、「事前復興には地図づくり事業が欠かせない」ことを強く発信し、地籍調査関連事業への参画強化に取り組むとともに、国土調査法第19条第5項の指定を利用して、土地家屋調査士の日常業務の成果を活用した地図づくりを推し進める。

さらに、平成28年度、29年度と試行作業として協力いただいた建物所在図の作成に関して、関連各省と共に検証作業を行い、事業化に向けた積極的提言を行う。

5 土地家屋調査士制度制定 70 周年への準備対応

～輝ける明日に向かって～

二年後には、土地家屋調査士制度制定 70 周年を迎えるため、記念事業の企画について検討を行う。日本土地家屋調査士会連合会としては、この検討の機会を土地家屋調査士制度の成長と進化を促すイノベーションにつなげたい。

また、業界の内外を問わず「変化」を起こす絶好の機会として、土地家屋調査士制度の理念や未来像を披露するコミュニケーションイベントのみに固執することなく、次の世代、そのまた次の世代に^{たすき}襷をつなぐためにも、平成 30 年度の早期に準備委員会を組成して、全国の会員の声にも耳を傾けながら、会員と地域住民とが融合できる企画の可能性を探り、土地家屋調査士の組織力を結集して進めたいと考える。